

### 令和7年度水道水質検査計画表

配水場名		ハケ谷配水場		水源名		県水受水(知多浄水場)	
区分	検査項目	基準値等		浄水水質(給水栓)		項目の説明	
				①宮津公園	備考		
				検査計画頻度(回/年間)	(検査頻度理由)		
基準項目	一般細菌	1	100個/ml以下	12	省略不可項目のため。	特定の細菌グループを示すものではなく、塩素消毒の効果を確認します。	
	大腸菌	2	不検出	12		糞便等の汚染指標となります。塩素消毒が完全であれば、検出されません。	
	カドミウム及びその化合物	3	0.003mg/l以下	4	基準強化により年4回は検査が必要と判断。	自然界にごく微量存在し、イタイタイ病の原因とされています。	
	水銀及びその化合物	4	0.0005mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	温度計、水銀灯等幅広く使用されています。水銀は水俣病の原因とされています。	
	セレン及びその化合物	5	0.01mg/l以下	1		金属セレンの毒性は少ないですが、化合物には猛毒のものが多くあります。	
	鉛及びその化合物	6	0.01mg/l以下	1		古くから水道管として使用されていますが、近年溶出が問題視されています。	
	ヒ素及びその化合物	7	0.01mg/l以下	1		地質由来の汚染、農業の混入などによる汚染があります。	
	六価クロム化合物	8	0.02mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	自然にはほとんど存在せず、汚染排水に多く含まれています。	
	亜硝酸態窒素	9	0.04mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水、下水等に由来し、水や土壌中で科学的・微生物学的に酸化及び還元を受け、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素等になります。	
	シアン化物イオン及び塩化シアン	10	0.01mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	工場排水に含まれることがあり、強い毒性があります。	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	11	10mg/l以下	1	原水及びその周辺の状況を勘案し、並びに過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く、安定しているため、年1回とする。	硝酸態窒素を多く含む水を摂取すると、体内で亜硝酸態窒素に変わり、呼吸酵素の働きを阻害します。	
	フッ素及びその化合物	12	0.8mg/l以下	1		適量の場合虫歯の予防となりますが、多いと斑状歯の原因となります。	
	ホウ素及びその化合物	13	1.0mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	自然水中に含まれることはまれであり、海水中に多く含まれています。	
	四塩化炭素	14	0.002mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	フロンの原料、金属の洗浄剤として使用されています。	
	1,4-ジオキサン	15	0.05mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	洗剤などの製品中に不純物として含まれています。	
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	16	0.04mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	いずれの項目も塩素を含む有機化合物で空中に揮発しやすく、地下水を汚染することがあります。	
	ジクロロメタン	17	0.02mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。		
	テトラクロロエチレン	18	0.01mg/l以下	1			
	トリクロロエチレン	19	0.01mg/l以下	1			
	ベンゼン	20	0.01mg/l以下	1		溶剤、燃料などに含まれています。	
	塩素酸	21	0.6mg/l以下	4	3ヶ月毎に検査が必要なため。	消毒剤に含まれ、時間経過と共に変化する消毒副生成物です。	
	クロロ酢酸	22	0.02mg/l以下	4	3ヶ月毎に検査が必要なため。	いずれの項目も浄水処理過程において、水道原水中の有機物と消毒剤(塩素)とが反応して生成される消毒副生成物です。	
	クロロホルム	23	0.06mg/l以下	4	3ヶ月毎に検査が必要なため。		
	ジクロロ酢酸	24	0.03mg/l以下	4			
	ジブロモクロロメタン	25	0.1mg/l以下	4			
	臭素酸	26	0.01mg/l以下	4		消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムに含まれています。	
	総トリハロメタン	27	0.1mg/l以下	4	3ヶ月毎に検査が必要なため。	いずれの項目も浄水処理過程において、水道原水中の有機物と消毒剤(塩素)とが反応して生成される消毒副生成物です。	
	トリクロロ酢酸	28	0.03mg/l以下	4	3ヶ月毎に検査が必要なため。		
	プロモジクロロメタン	29	0.03mg/l以下	4			
	プロモホルム	30	0.09mg/l以下	4			
	ホルムアルデヒド	31	0.08mg/l以下	4			
	亜鉛及びその化合物	32	1.0mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	給水管などの垂れ引き鋼管から溶出することがあります。	
アルミニウム及びその化合物	33	0.2mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	水処理薬品(凝集剤)の主成分として使われています。		
鉄及びその化合物	34	0.3mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	地球上で4番目に多い元素ですが、多くなると赤水の原因となります。		
銅及びその化合物	35	1.0mg/l以下	1		一部の生物には毒性がありますが、多くなると水が青く着色します。		
ナトリウム及びその化合物	36	200mg/l以下	1		水処理薬品(凝集剤・pH調整剤)の成分として含まれています。		
マンガン及びその化合物	37	0.05mg/l以下	1		地殻中に広く分布していて、多くなると、黒水の原因となります。		
塩化物イオン	38	200mg/l以下	12	省略不可項目のため。	地質由来あるいは下水系排水の混入で上昇します。		
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	39	300mg/l以下	1	基準値の1/5以下の結果による。	硬水・軟水の区別、味に関連する項目とされています。		
蒸発残留物	40	500mg/l以下	1	基準値の1/5以下の結果による。	水を蒸発乾固したときに残る物質で、味に関連される項目とされています。		
陰イオン界面活性剤	41	0.2mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	合成洗剤の有効成分で、水溶液中で電離して主体が陰イオンになるものです。		
ジェオスミン	42	0.0001mg/l以下	1	藻類発生時期である夏期に年1回実施。	ともにカビ臭の原因物質です。特定の藻類により産生されることが多いです。		
2-メチルイソボルネオール	43	0.0001mg/l以下	1				
非イオン界面活性剤	44	0.02mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	合成洗剤の有効成分で、水溶液中でもイオンに解離する基を持たないものです。		
フェノール類	45	0.005mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	天然には存在せず、工場排水に含まれ、塩素と反応して著しい異臭が発生します。		
有機物(全有機物(TOC)の量)	46	3mg/l以下	12		原水の有機物汚濁の指標、浄水処理過程での水の処理性評価に利用できます。		
PH値	47	5.8以上8.6以下	12		水の酸性・アルカリ性の基準となります。管の腐食に関係します。		
味	48	異常なし	12	省略不可項目のため。	水に溶解する物質の種類・濃度により異なり、異常な味は不快感を与え、飲用に適しません。		
臭気	49	異常なし	12		水に溶解する物質の種類・濃度により異なり、異常な臭気は不快感を与え飲用に適しません。		
色度	50	5度以下	12		配管などからの鉄の溶出で高くなることがあります。		
濁度(比濁法)	51	2度以下	12		濁りは、給・配水施設や管の異常を示します。		
管理目標設定項目	ニッケル及びその化合物	3	0.02mg/l以下	1		資機材から発生する可能性があるため、安全を考慮し、検査実施。	
	ジクロロアセトニトリル	13	0.01mg/l以下(暫定)	1	検査義務はないが、送水過程で上昇が考えられる項目を検査する。	消毒剤により発生する可能性があるため、安全を考慮し、検査を実施。	
	抱水クロラール	14	0.02mg/l以下(暫定)	1			
	残留塩素	16	1mg/l以下	12			
	臭気強度(TON)	23	3以下	1		資機材から発生する可能性があるため、安全を考慮し、検査実施。	
従属栄養細菌	28	2000個/ml以下(暫定)	1		塩素の消失や水の滞留状況の評価活用のため。		
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	31	50ng/l以下(暫定)	1	検査義務はないが、今後留意すべき項目	有機フッ素化合物の一種で、環境中で分解されにくい物質		

### 令和7年度水道水質検査計画表

配水場名		草木配水場	水源名	県水受水(知多浄水場)	浄水水質(給水栓)		項目の説明	
区分	検査項目	基準値等		②柏原公園	備考	検査計画頻度(回/年間)		(検査頻度理由)
				一般細菌	1		100個/ml以下	
大腸菌	2	不検出	12		糞便等の汚染指標となります。塩素消毒が完全であれば、検出されません。			
カドミウム及びその化合物	3	0.003mg/l以下	4	基準強化により年4回は検査が必要と判断。	自然界にごく微量存在し、イタイタイ病の原因とされています。			
水銀及びその化合物	4	0.0005mg/l以下	1		温度計、水銀灯等幅広く使用されています。汚染水銀は水俣病の原因とされています。			
セレン及びその化合物	5	0.01mg/l以下	1		金属セレンの毒性は少ないですが、化合物には猛毒のものが多くあります。			
鉛及びその化合物	6	0.01mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	古くから水道管として使用されていますが、近年溶出が問題視されています。			
ヒ素及びその化合物	7	0.01mg/l以下	1		地質由来の汚染、農薬の混入などによる汚染があります。			
六価クロム化合物	8	0.02mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	自然にはほとんど存在せず、汚染排水に多く含まれています。			
亜硝酸態窒素	9	0.04mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水、下水等に由来し、水や土壌中で科学的・微生物学的に酸化及び還元を受け、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素等になります。			
シアン化物イオン及び塩化シアン	10	0.01mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	工場排水に含まれることがあり、強い毒性があります。			
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	11	10mg/l以下	1	原水及びその周辺の状況を勘案し、並びに過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く、安定しているため、年1回とする。	硝酸態窒素を多く含む水を摂取すると、体内で亜硝酸態窒素に変わり、呼吸酵素の働きを阻害します。			
フッ素及びその化合物	12	0.8mg/l以下	1		適量の場合虫歯の予防となりますが、多いと斑状歯の原因となります。			
ホウ素及びその化合物	13	1.0mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	自然水中に含まれることはまれであり、海水中に多く含まれています。			
四塩化炭素	14	0.002mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	フロンの原料、金属の洗浄剤として使用されています。			
1,4-ジオキサン	15	0.05mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	洗剤などの製品中に不純物として含まれています。			
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	16	0.04mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。				
ジクロロメタン	17	0.02mg/l以下	1		いずれの項目も塩素を含む有機化合物で空中に揮発しやすく、地下水を汚染することがあります。			
テトラクロロエチレン	18	0.01mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。				
トリクロロエチレン	19	0.01mg/l以下	1					
ベンゼン	20	0.01mg/l以下	1		溶剤、燃料などに含まれています。			
塩素酸	21	0.6mg/l以下	4	3ヶ月毎に検査が必要なため。	消毒剤に含まれ、時間経過と共に変化する消毒副生成物です。			
クロロ酢酸	22	0.02mg/l以下	4	3ヶ月毎に検査が必要なため。				
クロロホルム	23	0.06mg/l以下	4		いずれの項目も浄水処理過程において、水道原水中の有機物と消毒剤(塩素)とが反応して生成される消毒副生成物です。			
ジクロロ酢酸	24	0.03mg/l以下	4					
ジブromoクロロメタン	25	0.1mg/l以下	4					
臭素酸	26	0.01mg/l以下	4		消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムに含まれています。			
総トリハロメタン	27	0.1mg/l以下	4	3ヶ月毎に検査が必要なため。				
トリクロロ酢酸	28	0.03mg/l以下	4		いずれの項目も浄水処理過程において、水道原水中の有機物と消毒剤(塩素)とが反応して生成される消毒副生成物です。			
ブromoジクロロメタン	29	0.03mg/l以下	4					
ブromoホルム	30	0.09mg/l以下	4					
ホルムアルデヒド	31	0.08mg/l以下	4					
亜鉛及びその化合物	32	1.0mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	給水管などの亜鉛引き鋼管から溶出することがあります。			
アルミニウム及びその化合物	33	0.2mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	水処理薬品(凝集剤)の主成分として使われています。			
鉄及びその化合物	34	0.3mg/l以下	1		地球上で4番目に多い元素ですが、多くなると赤水の原因となります。			
銅及びその化合物	35	1.0mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	一部の生物には毒性がありますが、多くなると水が青く着色します。			
ナトリウム及びその化合物	36	200mg/l以下	1		水処理薬品(凝集剤・pH調整剤)の成分として含まれています。			
マンガン及びその化合物	37	0.05mg/l以下	1		地殻中に広く分布していて、多くなると、黒水の原因となります。			
塩化物イオン	38	200mg/l以下	12	省略不可項目のため。	地質由来あるいは下水系排水の混入で上昇します。			
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	39	300mg/l以下	1	基準値の1/5以下の結果による。	硬水・軟水の区別、味に関連する項目とされています。			
蒸発残留物	40	500mg/l以下	1	基準値の1/5以下の結果による。	水を蒸発乾固したときに残る物質で、味に関連される項目とされています。			
陰イオン界面活性剤	41	0.2mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	合成洗剤の有効成分で、水溶液中で電離して主体が陰イオンになるものです。			
ジェオスミン	42	0.0001mg/l以下	1	藻類発生時期である夏期に年1回実施。	ともにカビ臭の原因物質です。特定の藻類により産生されることが多いです。			
2-メチルイソボルネオール	43	0.0001mg/l以下	1					
非イオン界面活性剤	44	0.02mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	合成洗剤の有効成分で、水溶液中でもイオンに解離する基を持たないものです。			
フェノール類	45	0.005mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	天然には存在せず、工場排水に含まれ、塩素と反応して著しい臭気が発生します。			
有機物(全有機物(TOC)の量)	46	3mg/l以下	12		原水の有機物汚濁の指標、浄水処理過程での水の処理性評価に利用できます。			
PH値	47	5.8以上8.6以下	12		水の酸性・アルカリ性の基準となります。管の腐食に関係します。			
味	48	異常なし	12	省略不可項目のため。	水に溶解する物質の種類・濃度により異なり、異常な味は不快感を与え、飲用に適しません。			
臭気	49	異常なし	12		水に溶解する物質の種類・濃度により異なり、異常な臭気は不快感を与え飲用に適しません。			
色度	50	5度以下	12		配管などからの鉄の溶出で高くなることがあります。			
濁度(比濁法)	51	2度以下	12		濁りは、給・配水施設や管の異常を示します。			
管理目標設定項目	ニッケル及びその化合物	3	0.02mg/l以下	1		資機材から発生する可能性があるため、安全を考慮し、検査実施。		
	ジクロロアセトニトリル	13	0.01mg/l以下(暫定)	1		消毒剤により発生する可能性があるため、安全を考慮し、検査を実施。		
	抱水クロラール	14	0.02mg/l以下(暫定)	1	検査義務はないが、送水過程で上昇が考えられる項目を検査する。			
	残留塩素	16	1mg/l以下	12				
	臭気強度(TON)	23	3以下	1		資機材から発生する可能性があるため、安全を考慮し、検査実施。		
	従属栄養細菌	28	2000個/ml(暫定)	1		塩素の消失や水の滞留状況の評価活用のため。		
	ヘルフォロオクタン酸(PFOS)及びヘルフォロオクタン酸(PFOA)	31	50ng/l以下(暫定)	1	検査義務はないが、今後留意すべき項目	有機フッ素化合物の一種で、環境中で分解されにくい物質		

## 令和7年度水道水質検査計画表

配水場名		高根配水場	水源名	県水受水(知多浄水場)	浄水水質(給水栓)		項目の説明
区分	検査項目	基準値等	③いたちだ公園		備考		
			検査計画頻度(回/年間)	(検査頻度理由)			
基 準 項 目	一般細菌	1	100個/ml以下	12		特定の細菌グループを示すものではなく、塩素消毒の効果を確認します。	
	大腸菌	2	不検出	12	省略不可項目のため。	糞便等の汚染指標となります。塩素消毒が完全であれば、検出されません。	
	カドミウム及びその化合物	3	0.003mg/l以下	4	基準強化により年4回は検査が必要と判断。	自然界にごく微量存在し、タイタイ病の原因とされています。	
	水銀及びその化合物	4	0.0005mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	温度計、水銀灯等幅広く使用されています。メチル水銀は水俣病の原因とされています。	
	セレン及びその化合物	5	0.01mg/l以下	1		金属セレンの毒性は少ないですが、化合物には猛毒のものが多くあります。	
	鉛及びその化合物	6	0.01mg/l以下	1		古くから水道管として使用されていますが、近年溶出が問題視されています。	
	ヒ素及びその化合物	7	0.01mg/l以下	1		地質由来の汚染、農業の混入などによる汚染があります。	
	六価クロム化合物	8	0.02mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	自然にはほとんど存在せず、汚染排水に多く含まれています。	
	亜硝酸態窒素	9	0.04mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水、下水等に由来し、水や土壌中で科学的・微生物学的に酸化及び還元を受け、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素等になります。	
	シアン化物イオン及び塩化シアン	10	0.01mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	工場排水に含まれることがあり、強い毒性があります。	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	11	10mg/l以下	1	原水及びその周辺の状況を勘案し、並びに過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く、安定しているため、年1回とする。	硝酸態窒素を多く含む水を摂取すると、体内で亜硝酸態窒素に変わり、呼吸酵素の働きを阻害します。	
	フッ素及びその化合物	12	0.8mg/l以下	1		適量の場合歯の予防となりますが、多いと斑状歯の原因となります。	
	ホウ素及びその化合物	13	1.0mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	自然水中に含まれることはまれであり、海水中に多く含まれています。	
	四塩化炭素	14	0.002mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	フロン原料、金属の洗浄剤として使用されています。	
	1,4-ジオキサン	15	0.05mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	洗剤などの製品中に不純物として含まれています。	
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	16	0.04mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	いずれの項目も塩素を含む有機化合物で空中に揮発しやすく、地下水を汚染することがあります。	
	ジクロロメタン	17	0.02mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。		
	テトラクロロエチレン	18	0.01mg/l以下	1			
	トリクロロエチレン	19	0.01mg/l以下	1			
	ベンゼン	20	0.01mg/l以下	1		溶剤、燃料などに含まれています。	
	塩素酸	21	0.6mg/l以下	4	3ヶ月毎に検査が必要のため。	消毒剤に含まれ、時間経過と共に変化する消毒副生成物です。	
	クロロ酢酸	22	0.02mg/l以下	4	3ヶ月毎に検査が必要のため。	いずれの項目も浄水処理過程において、水道原水中の有機物と消毒剤(塩素)とが反応して生成される消毒副生成物です。	
	クロロホルム	23	0.06mg/l以下	4			
	ジクロロ酢酸	24	0.03mg/l以下	4			
	ジブロモクロロメタン	25	0.1mg/l以下	4			
	臭素酸	26	0.01mg/l以下	4		消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムに含まれています。	
	総トリハロメタン	27	0.1mg/l以下	4	3ヶ月毎に検査が必要のため。	いずれの項目も浄水処理過程において、水道原水中の有機物と消毒剤(塩素)とが反応して生成される消毒副生成物です。	
	トリクロロ酢酸	28	0.03mg/l以下	4			
	プロモジクロロメタン	29	0.03mg/l以下	4			
	プロモホルム	30	0.09mg/l以下	4			
	ホルムアルデヒド	31	0.08mg/l以下	4			
	亜鉛及びその化合物	32	1.0mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	給水管などの垂れ引き銅管から溶出することがあります。	
アルミニウム及びその化合物	33	0.2mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	水処理薬品(凝集剤)の主成分として使われています。		
鉄及びその化合物	34	0.3mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	地球上で4番目に多い元素ですが、多くなると赤水の原因となります。		
銅及びその化合物	35	1.0mg/l以下	1		一部の生物には毒性がありますが、多くなると水が青く着色します。		
ナトリウム及びその化合物	36	200mg/l以下	1		水処理薬品(凝集剤・pH調整剤)の成分として含まれています。		
マンガン及びその化合物	37	0.05mg/l以下	1		地殻中に広く分布していて、多くなると、黒水の原因となります。		
塩化物イオン	38	200mg/l以下	12	省略不可項目のため。	地質由来あるいは下水系排水の混入で上昇します。		
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	39	300mg/l以下	1	基準値の1/5以下の結果による。	硬水・軟水の区別、味に関連する項目とされています。		
蒸発残留物	40	500mg/l以下	1	基準値の1/5以下の結果による。	水を蒸発乾燥したときに残る物質で、味に関連する項目とされています。		
陰イオン界面活性剤	41	0.2mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	合成洗剤の有効成分で、水溶液中で電離して主体が陰イオンになるものです。		
ジェオスミン	42	0.0001mg/l以下	1	藻類発生時期である夏期に年1回実施。	とくにカビ臭の原因物質です。特定の藻類により産生されることが多いです。		
2-メチルイソボルネオール	43	0.0001mg/l以下	1				
非イオン界面活性剤	44	0.02mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	合成洗剤の有効成分で、水溶液中でもイオンに解離する基を持たないものです。		
フェノール類	45	0.005mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	天然には存在せず、工場排水に含まれ、塩素と反応して臭い臭気が発生します。		
有機物(全有機物(TOC)の量)	46	3mg/l以下	12		原水の有機物汚濁の指標、浄水処理過程での水の処理性評価に利用できます。		
PH値	47	5.8以上8.6以下	12		水の酸性・アルカリ性の基準となります。管の腐食に関係します。		
味	48	異常なし	12	省略不可項目のため。	水に溶解する物質の種類・濃度により異なり、異常な味は不快感を与え、飲用に適しません。		
臭気	49	異常なし	12		水に溶解する物質の種類・濃度により異なり、異常な臭気は不快感を与え飲用に適しません。		
色度	50	5度以下	12		配管などからの鉄の溶出で高くなることがあります。		
濁度(比濁法)	51	2度以下	12		濁りは、給・配水施設や管の異常を示します。		
管 理 目 標 設 定 項 目	ニッケル及びその化合物	3	0.02mg/l以下	1		資機材から発生する可能性があるため、安全を考慮し、検査実施。	
	ジクロロアセトニトリル	13	0.01mg/l以下(暫定)	1		消毒剤により発生する可能性があるため、安全を考慮し、検査を実施。	
	抱水クロラール	14	0.02mg/l以下(暫定)	1	検査義務はないが、送水過程で上昇が考えられる項目を検査する。		
	残留塩素	16	1mg/l以下	12			
	臭気強度(TON)	23	3以下	1		資機材から発生する可能性があるため、安全を考慮し、検査実施。	
従属栄養細菌	28	2000個/ml(暫定)	1		塩素の消失や水の滞留状況の評価活用のため。		
ヘルフォロオクタンルホン酸(PFOs)及びヘルフォロオクタン酸(PFOA)	31	50ng/l以下(暫定)	1	検査義務はないが、今後留意すべき項目	有機フッ素化合物の一種で、環境中で分解されにくい物質		

令和7年度水道水質検査計画表

配水場名		高根配水場(直結)	水源名	県水受水(知多浄水場)		項目の説明
区分	検査項目	基準値等	浄水水質(給水栓)			
			③高根台中央公園	備考		
			検査計画頻度(回/年間)	(検査頻度理由)		
基 準 項 目	一般細菌	1	100個/ml以下	12		特定の細菌グループを示すものではなく、塩素消毒の効果を確認します。
	大腸菌	2	不検出	12	省略不可項目のため。	糞便等の汚染指標となります。塩素消毒が完全であれば、検出されません。
	カドミウム及びその化合物	3	0.003mg/l以下	4	基準強化により年4回は検査が必要と判断。	自然界にごく微量存在し、タイタイ病の原因とされています。
	水銀及びその化合物	4	0.0005mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	温度計、水銀灯等幅広く使用されています。メチル水銀は水俣病の原因とされています。
	セレン及びその化合物	5	0.01mg/l以下	1		金属セレンの毒性は少ないですが、化合物には猛毒のものが多くあります。
	鉛及びその化合物	6	0.01mg/l以下	1		古くから水道管として使用されていますが、近年溶出が問題視されています。
	ヒ素及びその化合物	7	0.01mg/l以下	1		地質由来の汚染、農薬の混入などによる汚染があります。
	六価クロム化合物	8	0.02mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	自然にはほとんど存在せず、汚染排水に多く含まれています。
	亜硝酸態窒素	9	0.04mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水、下水等に由来し、水や土壌中で科学的・微生物学的に酸化及び還元を受け、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素等になります。
	シアン化物イオン及び塩化シアン	10	0.01mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	工場排水に含まれることがあり、強い毒性があります。
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	11	10mg/l以下	1	原水及びその周辺の状況を勘案し、並びに過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く、安定しているため、年1回とする。	硝酸態窒素を多く含む水を摂取すると、体内で亜硝酸態窒素に変わり、呼吸酵素の働きを阻害します。
	フッ素及びその化合物	12	0.8mg/l以下	1		適量の歯磨き剤の予防となりますが、多いと斑状歯の原因となります。
	ホウ素及びその化合物	13	1.0mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	自然水中に含まれることはまれであり、海水中に多く含まれています。
	四塩化炭素	14	0.002mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	フロン原料、金属の洗浄剤として使用されています。
	1,4-ジオキサン	15	0.05mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	洗剤などの製品中に不純物として含まれています。
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	16	0.04mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	いずれの項目も塩素を含む有機化合物で空中に揮発しやすく、地下水を汚染することがあります。
	ジクロロメタン	17	0.02mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	
	テトラクロロエチレン	18	0.01mg/l以下	1		
	トリクロロエチレン	19	0.01mg/l以下	1		
	ベンゼン	20	0.01mg/l以下	1		溶剤、燃料などに含まれています。
	塩素酸	21	0.6mg/l以下	4	3ヶ月毎に検査が必要のため。	消毒剤に含まれ、時間経過と共に変化する消毒副生成物です。
	クロロ酢酸	22	0.02mg/l以下	4	3ヶ月毎に検査が必要のため。	いずれの項目も浄水処理過程において、水道原水中の有機物と消毒剤(塩素)とが反応して生成される消毒副生成物です。
	クロロホルム	23	0.06mg/l以下	4	3ヶ月毎に検査が必要のため。	
	ジクロロ酢酸	24	0.03mg/l以下	4		
	ジブロモクロロメタン	25	0.1mg/l以下	4		
	臭素酸	26	0.01mg/l以下	4		消毒剤である次亜塩素酸ナトリウムに含まれています。
	総トリハロメタン	27	0.1mg/l以下	4	3ヶ月毎に検査が必要のため。	いずれの項目も浄水処理過程において、水道原水中の有機物と消毒剤(塩素)とが反応して生成される消毒副生成物です。
	トリクロロ酢酸	28	0.03mg/l以下	4	3ヶ月毎に検査が必要のため。	
	ブロモジクロロメタン	29	0.03mg/l以下	4		
	ブロモホルム	30	0.09mg/l以下	4		
	ホルムアルデヒド	31	0.08mg/l以下	4		
	亜鉛及びその化合物	32	1.0mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	給水管などの垂れ引き銅管から溶出することがあります。
アルミニウム及びその化合物	33	0.2mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	水処理薬品(凝集剤)の主成分として使われています。	
鉄及びその化合物	34	0.3mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	地球上で4番目に多い元素ですが、多くなると赤水の原因となります。	
銅及びその化合物	35	1.0mg/l以下	1		一部の生物には毒性がありますが、多くなると水が青く着色します。	
ナトリウム及びその化合物	36	200mg/l以下	1		水処理薬品(凝集剤・pH調整剤)の成分として含まれています。	
マンガン及びその化合物	37	0.05mg/l以下	1		地殻中に広く分布していて、多くなると、黒水の原因となります。	
塩化物イオン	38	200mg/l以下	12	省略不可項目のため。	地質由来あるいは下水系排水の混入で上昇します。	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	39	300mg/l以下	1	基準値の1/5以下の結果による。	硬水・軟水の区別、味に関連する項目とされています。	
蒸発残留物	40	500mg/l以下	1	基準値の1/5以下の結果による。	水を蒸発乾燥したときに残る物質で、味に関連される項目とされています。	
陰イオン界面活性剤	41	0.2mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	合成洗剤の有効成分で、水溶液中で電離して主体が陰イオンになるものです。	
ジェオスミン	42	0.0001mg/l以下	1	藻類発生時期である夏期に年1回実施。	とくにカビ臭の原因物質です。特定の藻類により産生されることが多いです。	
2-メチルイソボルネオール	43	0.0001mg/l以下	1			
非イオン界面活性剤	44	0.02mg/l以下	4	3ヶ月に1回は検査が必要と判断。	合成洗剤の有効成分で、水溶液中でもイオンに解離する基を持たないものです。	
フェノール類	45	0.005mg/l以下	1	年1回は検査が必要と判断。	天然には存在せず、工場排水に含まれ、塩素と反応して臭い異臭が発生します。	
有機物(全有機物(TOC)の量)	46	3mg/l以下	12		原水の有機物汚濁の指標、浄水処理過程での水の処理性評価に利用できます。	
PH値	47	5.8以上8.6以下	12		水の酸性・アルカリ性の基準となります。管の腐食に関係します。	
味	48	異常なし	12	省略不可項目のため。	水に溶解する物質の種類・濃度により異なり、異常な味は不快感を与え、飲用に適しません。	
臭気	49	異常なし	12		水に溶解する物質の種類・濃度により異なり、異常な臭気は不快感を与え飲用に適しません。	
色度	50	5度以下	12		配管などからの鉄の溶出で高くなることがあります。	
濁度(比濁法)	51	2度以下	12		濁りは、給配水施設や管の異常を示します。	
管 理 目 標 設 定 項 目	ニッケル及びその化合物	3	0.02mg/l以下	1		資機材から発生する可能性があるため、安全を考慮し、検査実施。
	ジクロロアセトニトリル	13	0.01mg/l以下(暫定)	1		消毒剤により発生する可能性があるため、安全を考慮し、検査を実施。
	抱水クロラール	14	0.02mg/l以下(暫定)	1	検査義務はないが、送水過程で上昇が考えられる項目を検査する。	
	残留塩素	16	1mg/l以下	12		
	臭気強度(TON)	23	3以下	1		資機材から発生する可能性があるため、安全を考慮し、検査実施。
従属栄養細菌	28	2000個/ml(暫定)	1		塩素の消失や水の滞留状況の評価活用のため。	
ヘルフォロオクタンルホン酸(PFOs)及びヘルフォロオクタン酸(PFOA)	31	50ng/l以下(暫定)	1	検査義務はないが、今後留意すべき項目	有機フッ素化合物の一種で、環境中で分解されにくい物質	